

日本理学療法学会規程

(学会の名称及び準拠等)

- 第1条 この学会は、日本理学療法学会（以下、「この学会」という。）と称し、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）が、昭和27年以降、継続開催している全国学会である。
- 2 この学会は、「理学療法に関する学術集会」等を指定役務として、平成23年4月1日付をもって特許庁に商標登録されたものであり、学会名称は本協会固有のものである。
- 3 この規程は、この法人の定款第4条、及び第47条の各号に準拠するものである。

(学会の目的)

- 第2条 この学会は、全国の医療・介護及び福祉施設等に勤務する理学療法従事者に、高度な臨床研究の場を提供し、最新の知識と技術の習得を通じて、そこに求められるサービスの質を向上させ、もって国民の保健・医療・介護及び福祉の維持発展に寄与することを目的とする。

(学会の主催等)

- 第3条 この学会は、この法人が主催し、各支部・地方会が担当開催する。

(開催期及び開催地等)

- 第4条 この学会は、毎年5月に開催する。
- 2 開催地については2年前の代議員総会で決定し、学会長・準備委員長等、その他、詳細な事項については1年前の代議員総会で決定する。
- 3 協会創立を記念して5年ごとの節目に開催される記念学会については、原則として東京近郊において開催する。

(学会の内容及び講師)

- 第5条 会員による研究発表を主軸に、グループ研究発表・特別講演及び一般大衆を対象にした市民公開講座等、時宜を得た内容で企画運営する。
- 2 講師を依頼する場合には、講師の専門分野と実績・講演のテーマ及び内容とともに、講師の品性についても留意する。
- 3 従来の対面方式に加えオンライン方式及び対面オンライン併用のハイブリッド方式を用いての運営も可能とする。

(学会の経費)

- 第6条 学会開催地において、学会参加費を徴収するほか、協会から学会交付金と諸会議開催費が支出される。

(文書関係)

第7条 学会開催前年の7月末までには、学会企画書及び予算書を協会に提出し、学会終了後は速やかに学会終了報告書及び決算書を提出する。

2 学会抄録集は開催年の3月末までには各会員に送付する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付記

＜その他の留意事項＞

- 1 学会及びそれに関連する諸会議の開催も含め、協会に対応する部分と、開催地に対応するものとかがあるので連携を密にする。
- 2 後援依頼の折衝や団体の正式名称、及び記載順等には十分留意する。
- 3 来賓への対応、席次及び祝辞の披露順等に十分留意する。
- 4 その他、学会の企画運営に関する具体的な事項については「日本理学療法学会マニュアル」を十分に活用する。

変更	令和6年11月10日	理事会決議	第4条の開催期
	令和8年6月13日	理事会決議	第5条3の追加